

第22期 第31回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和6年5月24日（金）

10：30～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

- （1）サルボウに係る試験養殖について（協議）・・・・・・・・・・P1～12
- （2）アゲマキの採捕禁止に係る委員会指示（案）について（協議）・・・・・・・・P13～15
- （3）ウミタケの採捕禁止に係る委員会指示（案）について（協議）・・・・・・・・P16～19
- （4）委員会指示の適用除外について（協議）
 - 1 佐賀市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P20～25
 - 2 鹿島市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P26～28
- （5）佐賀県の有明海区における漁場計画（案）について（諮問）・・・・・・・・P29～42
- （6）その他

3 閉 会

試験養殖承認申請書

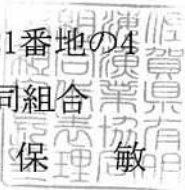
佐 有 漁 協 第 67 号
令 和 6 年 5 月 20 日

佐 賀 県 知 事 山 口 祥 義 様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地の4

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西 久 保 敏



下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

1.目 的

サルボウ天然採苗およびサルボウ垂下養殖試験

2.水産物の名称

サルボウ

3.漁場の位置及び区域並びに面積

有区第1234号 364鋼管付近

1,500 m²

4.試験養殖期間

試験養殖承認より1年間

5.養殖の方法及び規模

コンポーズを用いた延縄垂下方式

添付書類

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図
- (4) 同意書

理 由 書

当支所は、主幹漁業として冬場に「ノリ養殖業」を営んでおりますが、近年植物プランクトンの発生が多発し、栄養塩低下による色落ちで水揚げ金額は低迷が続き、漁家の経営は年々苦しく厳しい状況となっております。

また、春から夏にかけての兼業として、「サルボウ養殖」を一部の漁業者が営んでおりますが、令和2年および令和3年の集中豪雨によりサルボウ資源は激減し、漁が成り立たない状況が続いております。植物プランクトンを餌とするサルボウは、ノリ養殖にとっても重要な資源であり、早急な資源回復が喫緊の課題となっております。

このような状況のなか、島根県の中海にて行われている、古網を用いた採苗器による自家採苗および垂下養殖を参考に、採苗の可能性や養殖方法の最適化を図り、将来の本格的な養殖に発展させ漁家経営の安定化の一助と致したく考えております。

そのため、今年度の試験養殖について御承認をお願い致したいと存じます。

令和6年5月16日

佐賀県杵島郡白石町大字新明2813番地

佐賀県有明海漁協 白石支所

支所運営委員長 古 賀 昭 洋



■ 令和6年度 サルボウ垂下試験養殖計画

1. 養殖試験方法

① 新たな採苗器の有効性の検証

- ・古網を用いた採苗器を設置し、サルボウの付着数を計測
- ・試験の対照区として、パーム束を設置

② 垂下養殖による育成効果の検証

- ・10カゴを垂下(1カゴにサルボウ200個程度収容)
- ・サイズ測定および生残計測を実施
- ・最終生産物の利用方法は未定

2. スケジュール

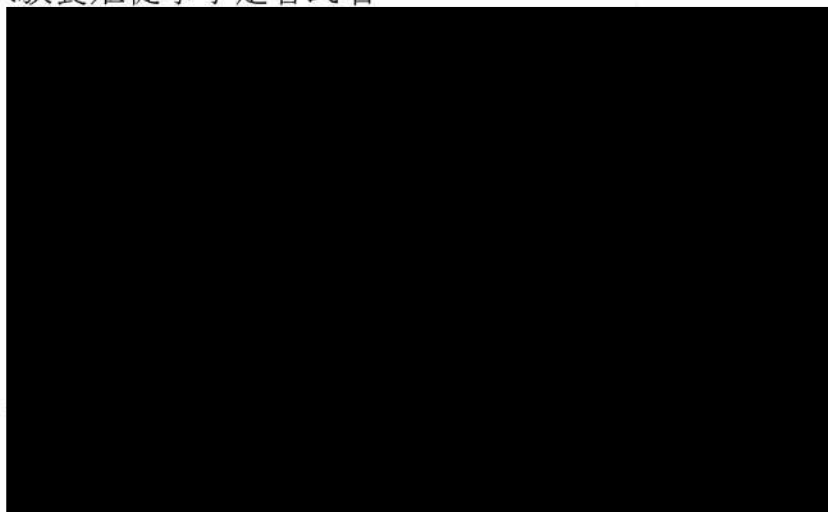
令和6年6月～	・ 養殖施設の設置 ・ 試験養殖開始(採苗器および養殖カゴの設置) ・ 稚貝の採苗具合の確認 ・ 養殖稚貝の測定 ・ 養殖管理(害的生物の除去等) ・ 養殖施設の維持管理(補修等)
令和6年8月	・ 採苗器の撤去
令和7年5月	・ 施設の撤去

3. 漁場位置及び区域

- 1) 養殖場所: 有区第1234号 364鋼管付近
- 2) 養殖面積: 1,500 m²

■ 令和6年度 サルボウ垂下試験養殖計画

4.試験養殖従事予定者氏名



5.収支計画

1) 支出の部

費目	金額
ロープ (既所持物)	
コンポース (既所持物)	
垂下かご (既所持物)	
採苗器 (既所持物)	

2) 収入の部

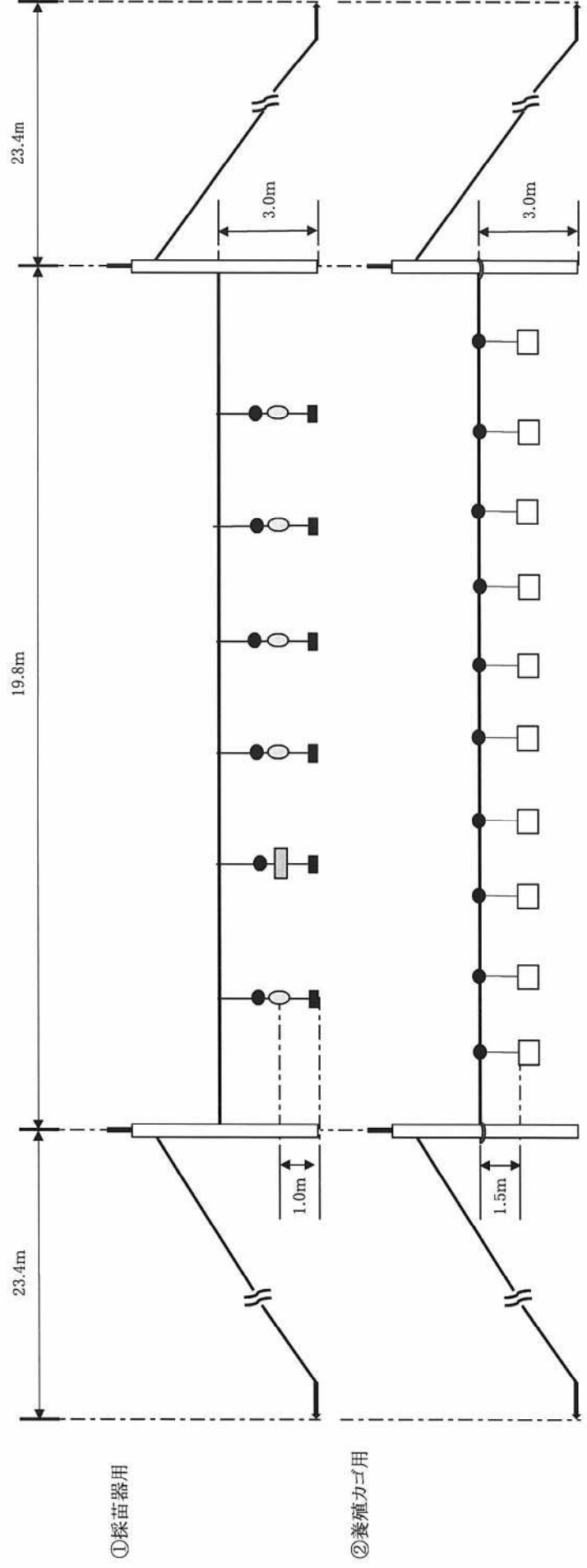
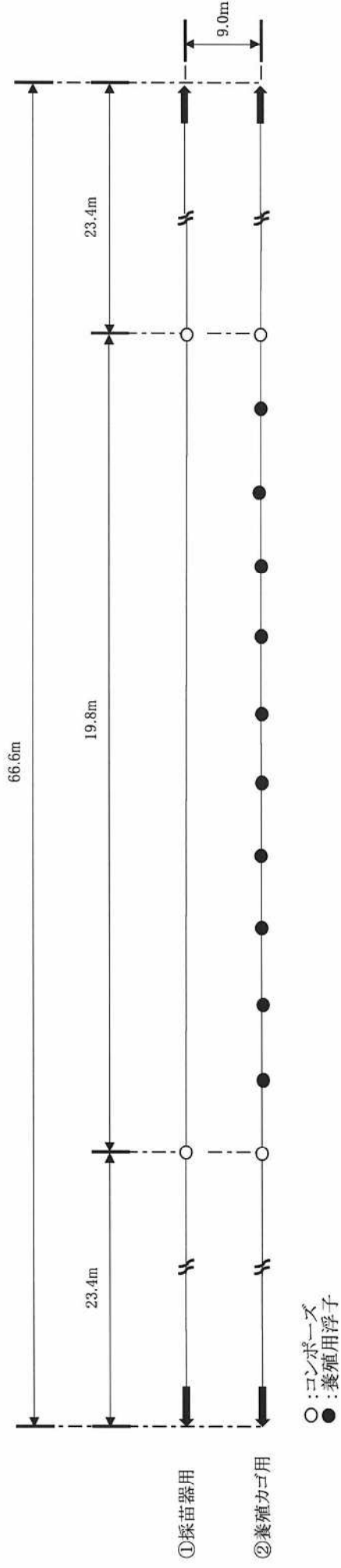
費目	金額
不明	

6.そ の 他

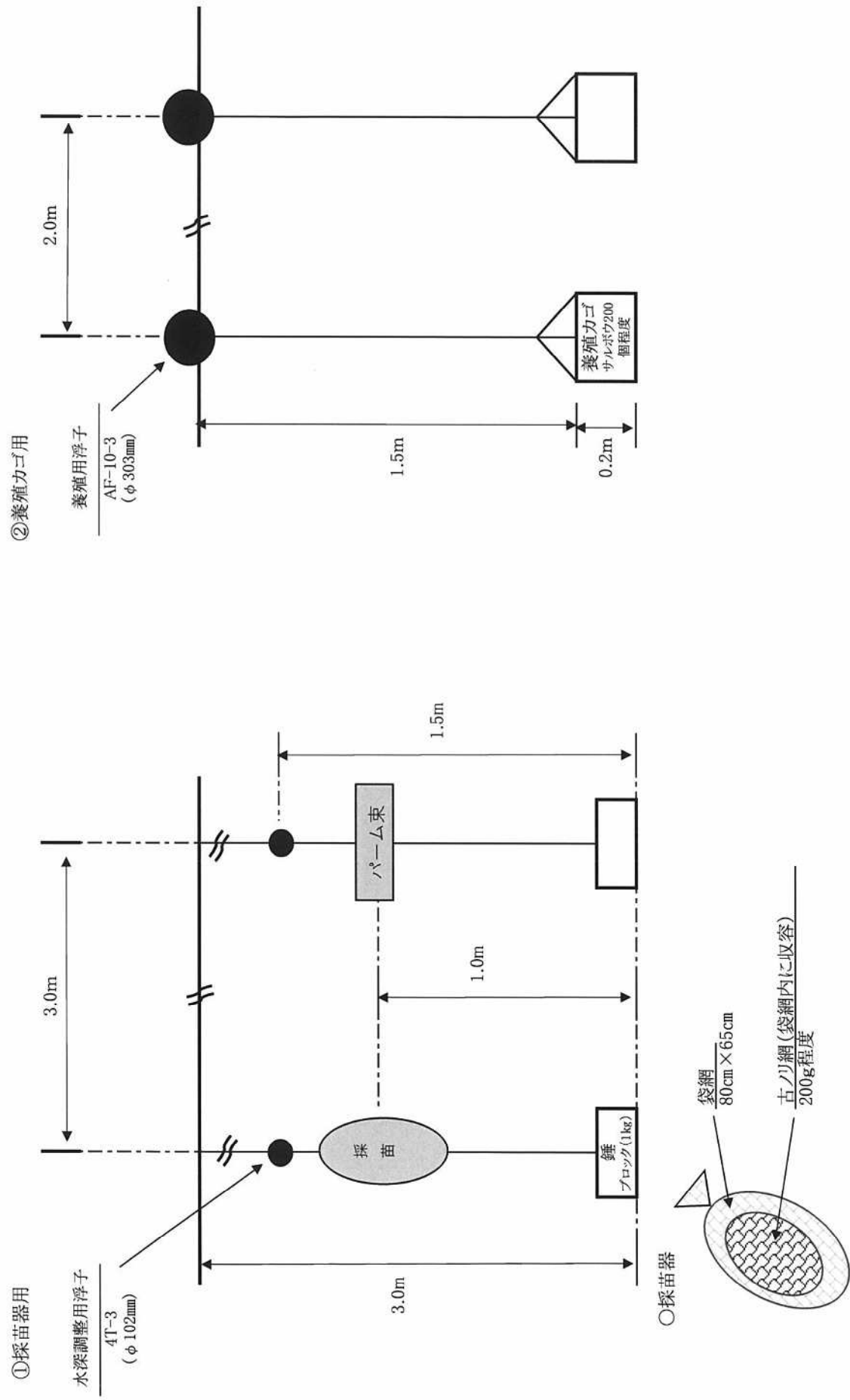
緊急時の措置

- ・ 台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。
又、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。

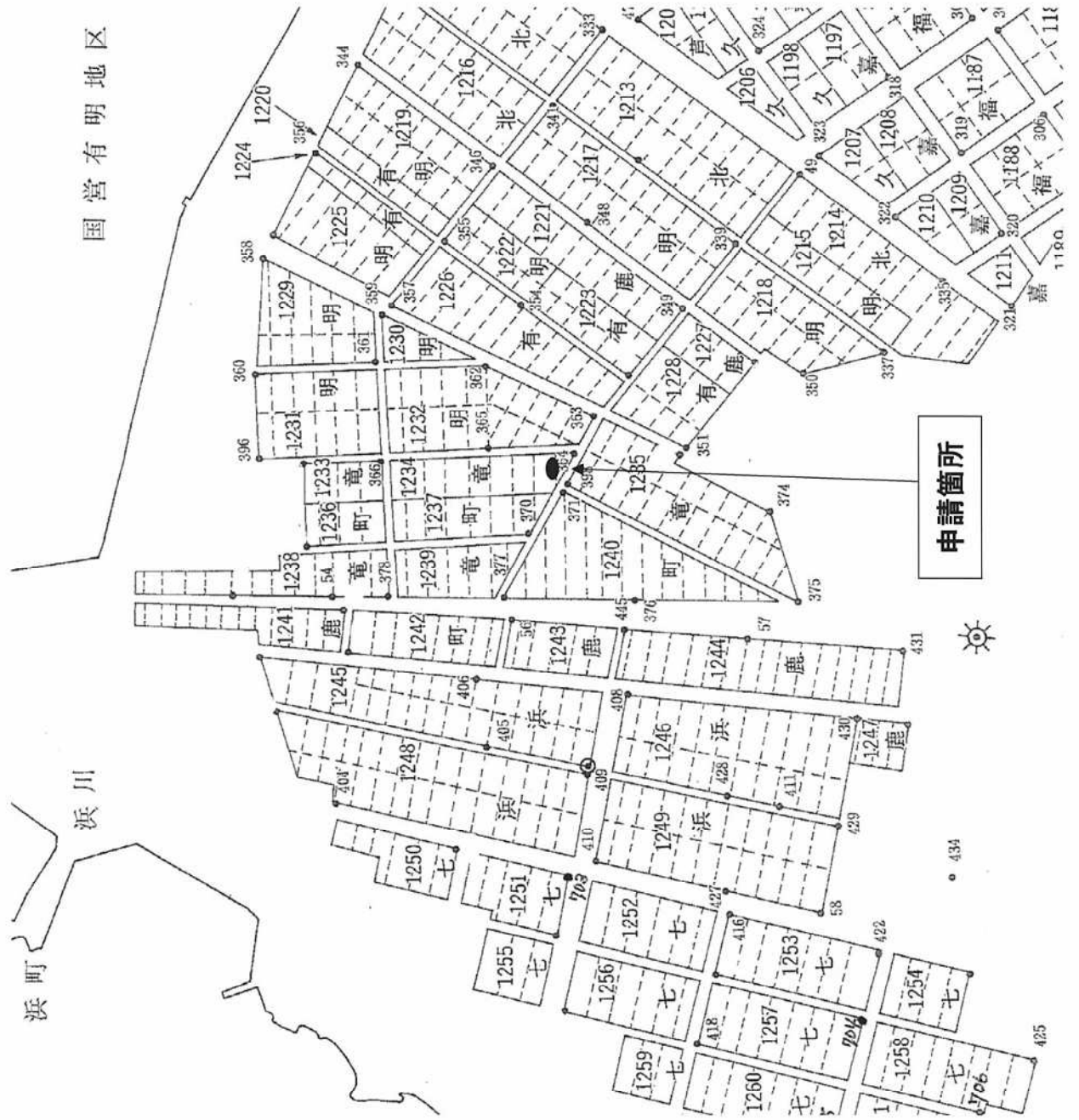
垂下式サルボウ養殖施設詳細図 ①



垂下式サルボウ養殖施設詳細図 ②



試験養殖漁場位置図



同 意 書

佐賀県有明海漁業協同組合
白石支所 運営委員長 古賀昭洋 様

令和6年5月16日付佐有漁協白石支第3号によるサルボウ試験養殖に
ついては、異議なく同意いたします。

令和6年5月17日

佐賀県有明海漁業協同組合
新有明支所 運営委員長 久野 健児 郎



同 意 書

佐賀県有明海漁業協同組合

白石支所 運営委員長 古賀昭洋 様

令和6年5月16日付佐有漁協白石支第3号によるサルボウ試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和6年5月17日

佐賀県有明海漁業協同組合

鹿島市支所 運営委員長 中島 龍



佐有漁協白石支第3号

令和6年5月16日

佐賀県有明海漁業協同組合

新有明支所 運営委員長 久野 健児郎 様

佐賀県有明海漁業協同組合 白石支所

支所運営委員長 古賀 昭洋



サルボウ試験養殖について(同意願い)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、当支所においてサルボウ試験養殖を計画致しましたので、下記の書類を添えて提出いたしますので、ご同意いただきますようお願い致します。

記

- ・理由書
- ・養殖計画書
- ・施設詳細図①②
- ・漁場位置詳細図

令和6年サルボウ試験養殖業務委託契約書

令和6年試験養殖の委託について、佐賀県有明水産振興センター(以下「甲」という。)と佐賀県有明海漁業協同組合(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、サルボウ試験養殖業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

(委託業務の内容)

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

(状況報告)

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

(委託期間)

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和7年5月31日までとする。

(費用負担)

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

(成果)

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

(契約の解除等)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

(損害賠償)

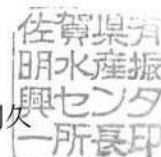
第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

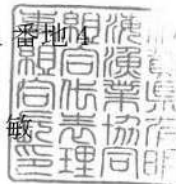
第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年5月15日

甲 小城市芦刈町永田 2753-2
佐賀県有明水産振興センター
所長 中島 則久



乙 佐賀市西与賀町大字厘外 821番地
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏



令和5年度天然アゲマキ生息状況

令和6年5月24日
有明水産振興センター

○調査概要

地点数：48地点

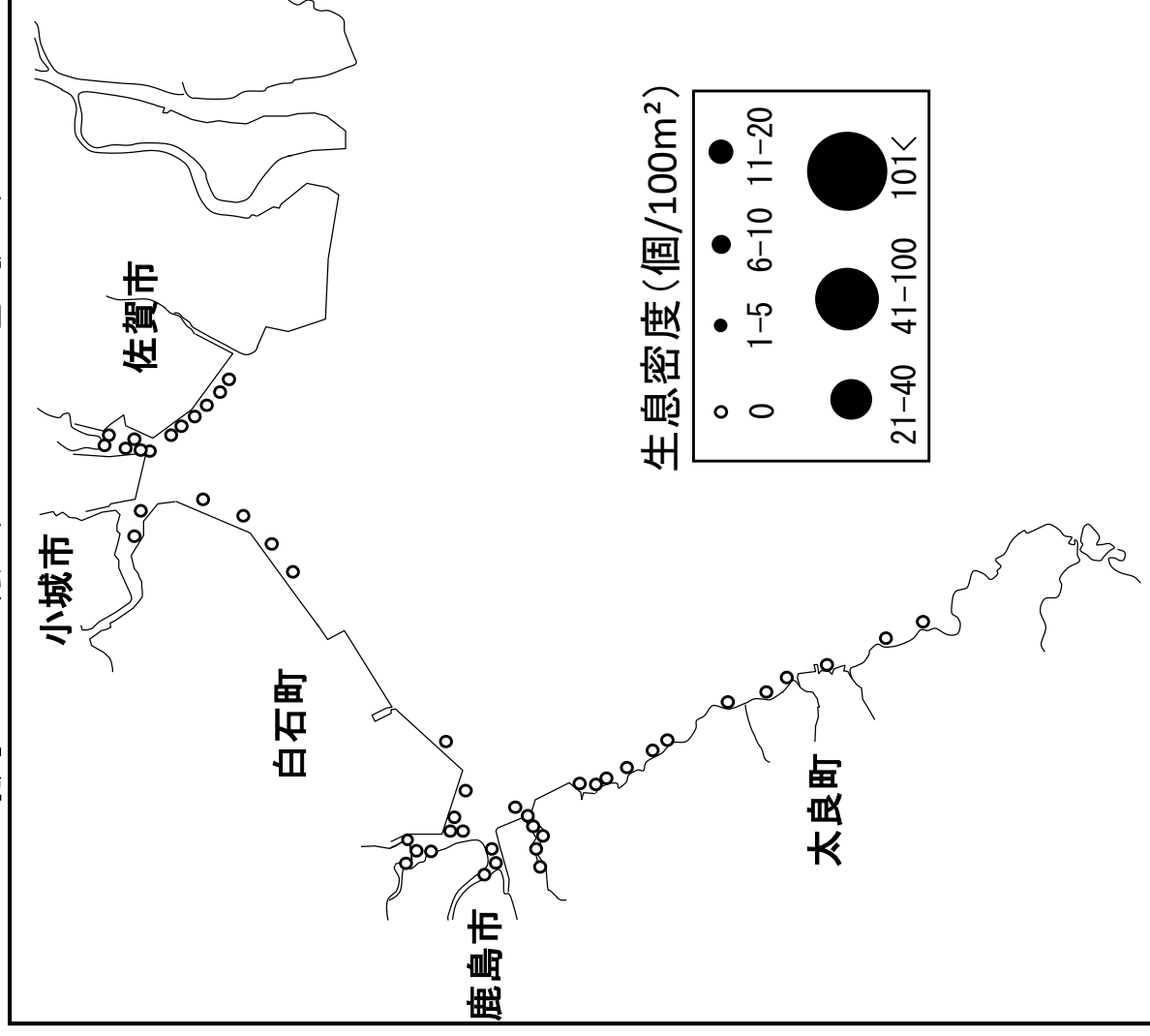
時期：8～10月

方法：約100m 踏査し採取

○調査結果

- ・ 全地点で生息を確認できず
- ・ 稚貝・成貝ともに発見できず

調査地点及び生息状況



令和6年5月17日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保敏様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保敏

アゲマキの採捕禁止について（要望）

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

有明海における漁業振興並びに漁業調整につきましては、平素より特別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、県におけるアゲマキ復活に向けた取組が続けられております。

このため、令和5年6月1日から令和6年5月31日までの間、委員会指示にてアゲマキの採捕禁止が決定され資源の回復を図ってきたところです。

今般、委員会指示期間の満了に伴い、引き続きアゲマキの採捕を禁止し、アゲマキ資源を保護し資源の更なる発生を図りたいと存じます。

つきましては、下記の内容を取り入れた漁業調整委員会指示により、アゲマキ資源の回復にご助力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 操業禁止期間 令和6年6月1日から令和7年5月31日
2. 採捕禁止区域 佐賀県有明海区
3. 採捕禁止対象 全てのアゲマキ

(案)

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第66号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

令和6年5月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 アゲマキの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとする。

【結果】R6年度春季_ウミタケ生息状況

令和6年5月24日
有明水産振興センター

日時: 令和6年3月4、7日

方法: 5分間潜水(探索範囲は概ね1分で5㎡で推定)での発見個数を計測

結果:

- ・生息は、15地点中6地点で確認し、特に早津江川筋の漁場造成地で最も多く確認された(最大密度は推定1個/㎡)。
- ・発見個体はいずれも新子のみで殻長20～50mmと推測される。
- ・調査地点の海底の状況(底質や起伏等)は昨年の調査時と特に変わらないが、特に西部の漁場で浮泥の堆積が確認された。



佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西 久 保 敏 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西 久 保 敏

ウミタケ採捕禁止について（要望）

謹啓 貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

有明海における漁業振興並びに漁業調整につきましては、平素より特段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、有明海特有資源であるウミタケについては、昨年一定量の資源の発生が見られたことから、承認漁業として操業日数、隻数等を制限しながら操業が行われたところですが、同年7月の豪雨により資源量が激減し、本年の資源量調査においても非常に厳しい結果となっております。

このような中、徒手採捕が可能な場所にもウミタケの生息が確認されていることから、委員会指示期間の満了に伴い、引き続きウミタケの採捕を禁止し、ウミタケ資源の更なる発生を図りたいと存じます。

つきましては、下記の内容を取り入れた漁業調整委員会指示により、ウミタケ資源の回復にご助力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 採捕禁止期間 令和6年6月1日から令和7年5月31日
2. 採捕禁止区域 佐賀県有明海区全域
3. 採捕禁止対象 全てのウミタケ

令和6年度 ウミタケ調査操業実施要領（案）

1. 調査の目的 有明海の特産種であるウミタケについて、資源を持続的に利用するために調査操業（漁協による調査操業）を行い市場調査を行うことで、市場における有明海産ウミタケの需要、評価、価格面の把握を行うことを目的とする。
2. 調査の方法 ネジ棒及び簡易潜水器を用いてウミタケの採捕を行い、市場に出荷し市場調査を行う。
3. 調査年月日 ネジ棒・簡易潜水器共に6月17日～6月23日までのうち、最大6日間（荒天時は中止（順延無し）、土曜休漁）
4. 調査操業時間 ネジ棒及び簡易潜水器とも調査操業開始から2時間以内
※簡易潜水器はボンベ2本上限
5. 調査操業漁船 ネジ棒・簡易潜水器共に最大5隻
6. 調査操業海域 佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場は除く）
（ネジ棒は漁獲実績のある漁場、簡易潜水器は県許可漁業にて昨年許可された操業範囲内とする）
7. 調査操業の条件
 - ①ネジ棒及び簡易潜水器業者の操業により調査を行う
※双方リーダー船を選定し調査操業の開始・終了・中止等の指揮にあたる
※調査操業の従事者は必ずライフジャケットを着用すること
 - ②調査日毎に別紙の調査操業日誌を記載する（調査操業日誌作成予定）
 - ③採捕対象生物はウミタケのみとする
 - ④漁獲量は1日1隻3箱を目途とする
 - ⑤採捕したウミタケは調査操業実施者が筑後中部魚市場(漁協仕切り)に出荷する
8. 調査操業実施者への精算方法
ネジ棒・簡易潜水器……調査操業における水揚げ金額から必要経費を差し引いた残金を調査終了後に実施者へ精算する
※ネジ棒及び簡易潜水器それぞれ各々に精算する

(案)

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 67 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、佐賀県有明海区におけるウミタケの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会がウミタケ資源の保護に支障がないとして特に認めた場合は、この限りでない。

令和 6 年 5 月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 ウミタケの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までとする。

佐賀県有明海区漁業調整委員会 会長 様

申請者 住 所 佐賀市栄町 1 番 1 号
氏 名 佐賀市長 坂井 英隆

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 1 号、第 6 4 号及び第 6 5 号の適用除外申請書

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 1 号、第 6 4 号及び第 6 5 号の適用除外を受けたいので申請します。

なお、委員会指示第 6 1 号については、令和 6 年 5 月 3 1 日までの指示期間となっているものの、令和 6 年 5 月開催予定の佐賀県有明海区漁業調整委員会において、委員会指示の継続に係る協議が行われると聞いております。

つきましては、当該委員会指示が継続となった際には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

1 目的

国際的に重要な湿地として、平成 2 7 年 5 月にラムサール条約湿地に登録された「東よか干潟」に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の現状を調査・把握し、東よか干潟の環境保全及び利活用の推進を図る。

2 適用除外の許可を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 1 号、第 6 4 号及び第 6 5 号

3 使用船舶

使用船舶なし

4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

底生生物 1 0 k g 以内

5 採捕の期間

承認日から令和 6 年 1 0 月 3 1 日まで（6 月に 2 日間、9 月に 2 日間程度）

6 採捕の区域

東よか干潟（2 1 8 ha）の区域

別紙「東よか干潟底生生物調査概要書」のとおり

7 使用漁具及び漁法

- ・コドラート25cm角の底生生物のふりい採取
 - ・手網、移植ゴテ及び素手による底生生物の定性採取
 - ・スコップ及び採泥器による底生生物の定量採取
- 別紙「東よか干潟底生生物調査概要書」のとおり

8 採捕に従事する者の住所及び氏名

[illegible]

東よか干潟底生生物調査概要書

令和6年5月21日

佐賀市環境政策課

1 調査目的

国際的に重要な湿地として平成27年5月にラムサール条約湿地に登録された「東よか干潟」に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の現状を調査・把握し、東よか干潟の環境保全及び利活用の推進を図ります。

2 調査時期

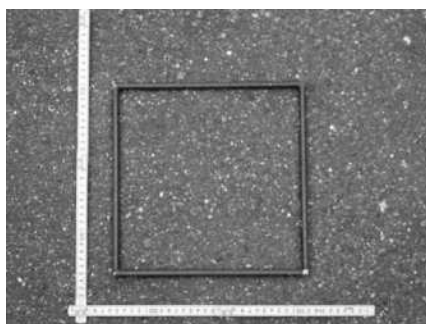
令和6年6月1日から10月31日までの期間で、春期2日、夏期2日の計4日間程度調査を行います。

※潮汐、天候、現場の状況、関係者との調整等により、調査日が前後する場合があります。その他、感染症拡大等の影響により、規模の縮小又は中止とする場合があります。

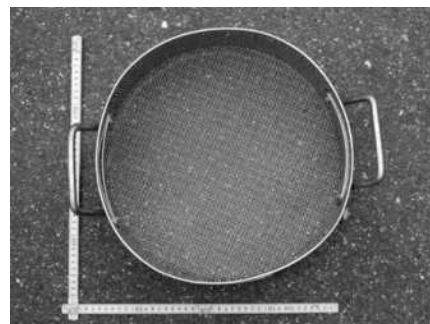
3 調査方法（使用漁具及び漁法）

(1) 定量採取

25cm角のコドラートを用いて、その下の底生生物を底泥とともに採泥器又はスコップで掘り返し、1mm目のフルイ上に残った底生生物を採取して、ホルマリンで固定後持ち帰ります。



25cm角コドラート



1mm目のフルイ



採泥器

(外径214mm、内径200mm、長さ300mm程度)

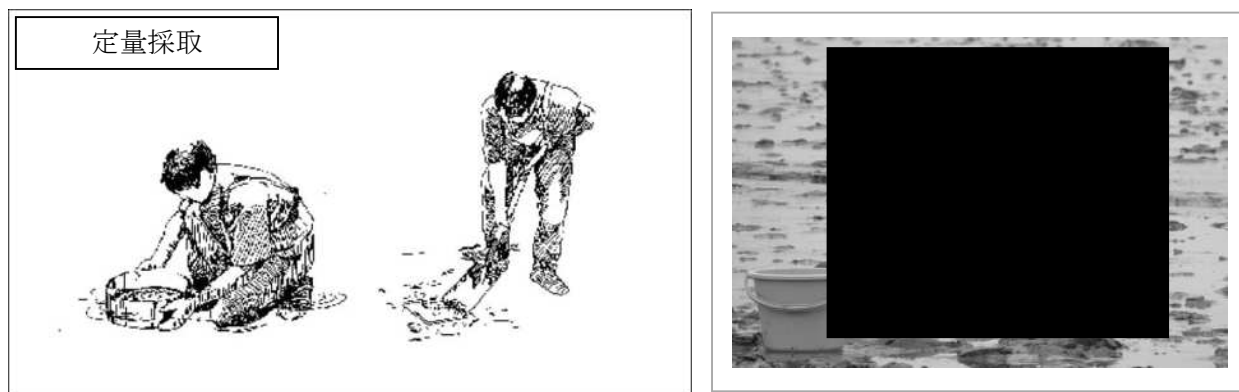
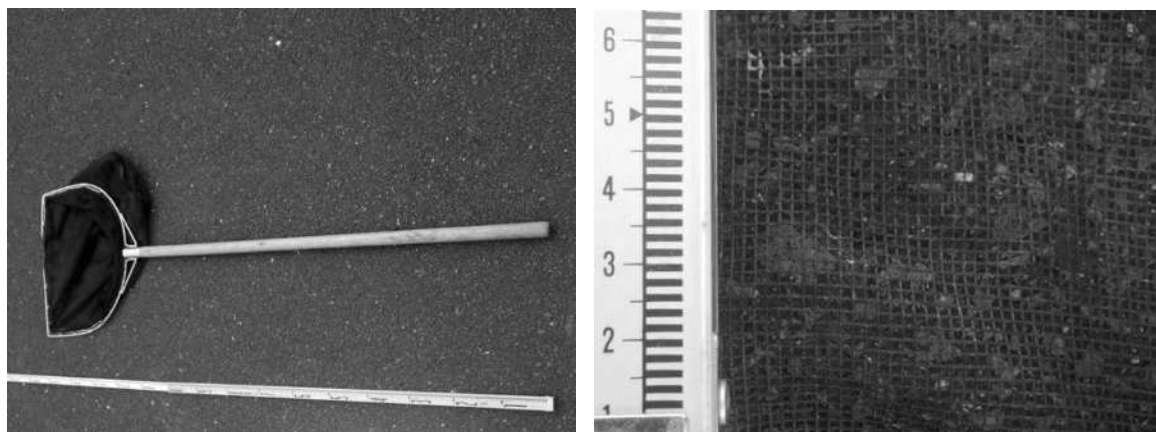


図-1、2 定量採取イメージ

(2) 定性採取

手網、移植ゴテ及び素手による任意採取を行います。採取した生物は、現地同定・測定し、放流を行います。採取した試料の一部については、ホルマリンで固定した後、保存サンプルとして持ち帰ります。



手網

(網目0.8cm、口幅50cm、口高30cm、柄の長さ1.2m相当品を使用)

4 調査場所（採捕の区域）

調査場所は、赤色の線で囲まれた東よか干潟（218ha）の区域とします。

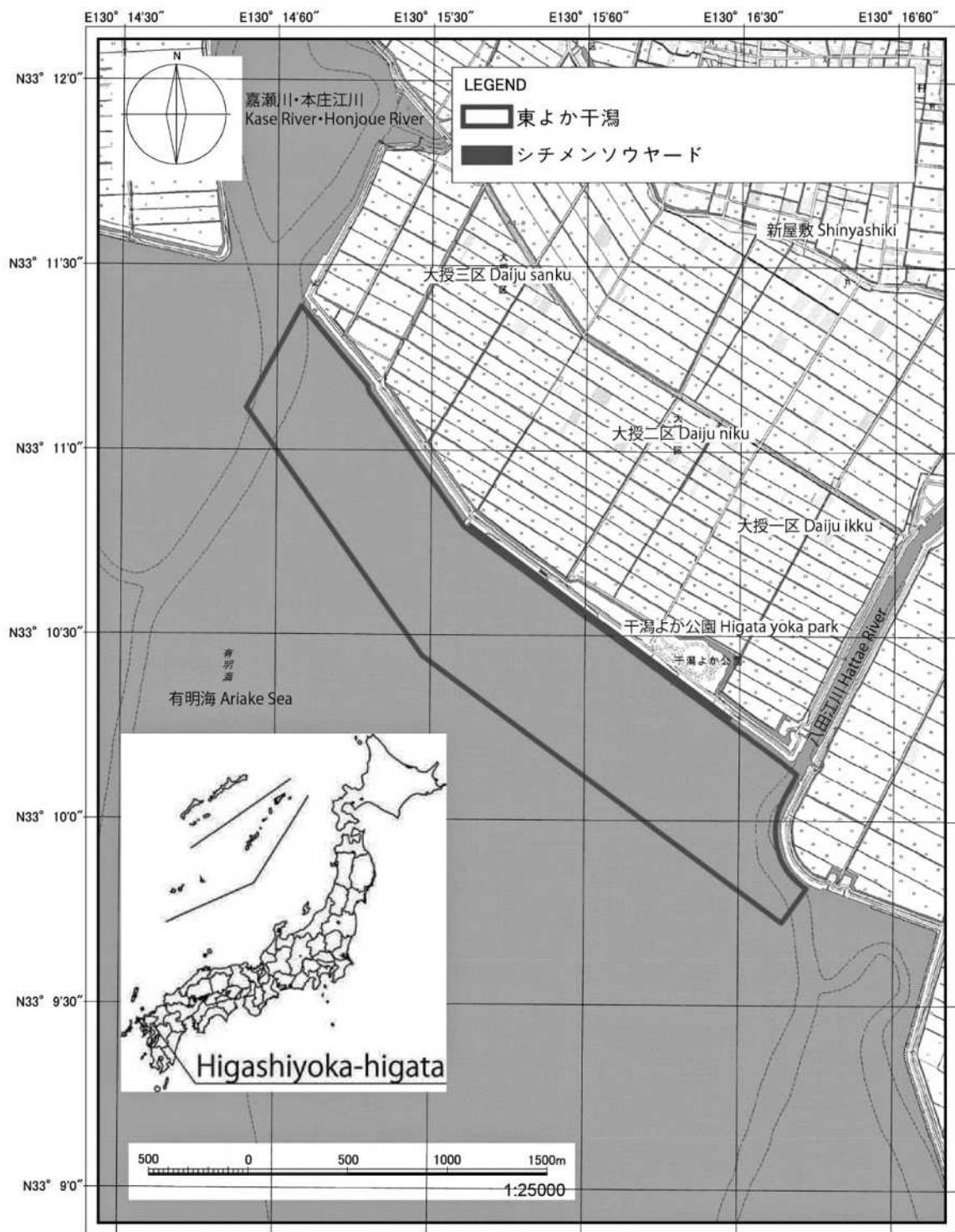


図-3 調査範囲

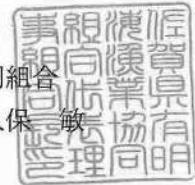
以上

令和6年5月16日

同意書

佐賀市長 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏



佐賀市が実施する底生生物調査に関する下記の特別採捕について同意します。

記

1 調査目的

ラムサール条約登録湿地である東よか干潟に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の状況を調査・把握し、東よか干潟の環境の保全及び利活用の推進を図るため。

2 採捕区域

東よか干潟（218ha）の範囲

3 調査期間

令和6年6月1日（土）から令和6年10月31日（木）まで

4 使用漁具及び漁法

スコップ、手網等による底生生物の採取

5 採捕に従事する者の住所及び氏名

住 所	氏 名
[Redacted]	

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 61 号の適用除外申請書

令和 6 年 5 月 13 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 様

住所 鹿島市大字納富分 2643-1

氏名 鹿島市長 松尾 勝利



下記により適用除外承認を受けたいので申請いたします。

なお、当該委員会指示が継続となった際には、今回の申請をもって新しい委員会指示についても承認いただきますようお願いいたします。

記

1 目的

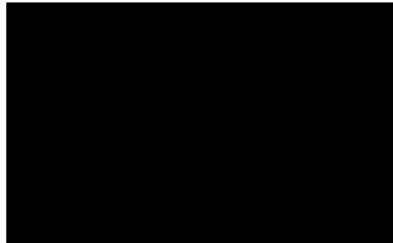
鹿島市肥前鹿島干潟環境変動調査事業の一環として底生生物調査を行う。

2 適用除外の承認を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 61 号

3 使用船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数
- (5) 所有者氏名



4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

有明海に生息する底生生物，若干量

5 適用除外の期間 承認日から令和 7 年 3 月 21 日まで

6 採捕の区域 有明海肥前鹿島干潟（ラムサール条約登録水域）内の 3 点（図参照）

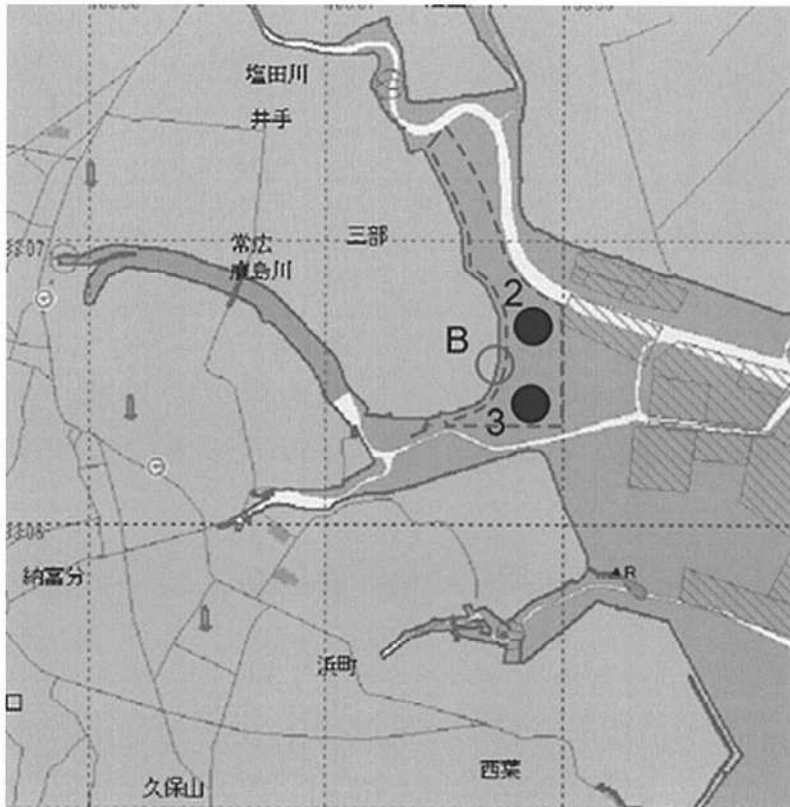
7 使用漁具及び漁法 グラブ採泥器による底生生物の採取（写真参照）

春夏秋冬の 4 回実施

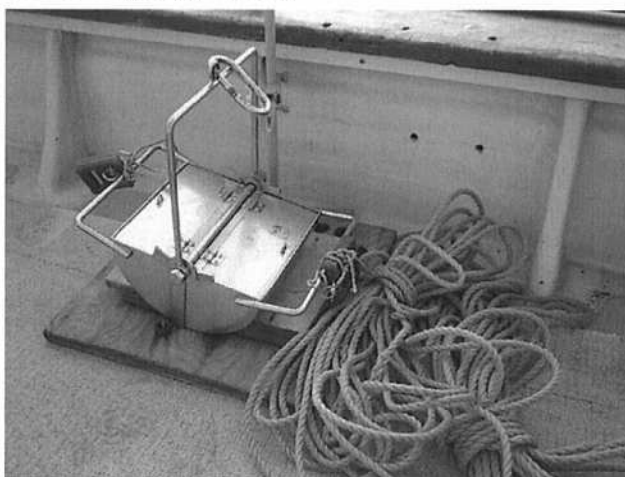
8 採捕に従事する者の住所及び氏名

[Redacted]

○採捕箇所



○クラブ採泥器（写真）



令和 6年 5月 10日

鹿島市長
松尾 勝利 殿

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長

西久保



同 意 書

謹啓 貴台益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、同意願いされました鹿島市肥前鹿島干潟環境変動調査事業につきましては、下記により同意いたします。

1. 調査名：令和6年度 鹿島市肥前鹿島干潟環境変動調査事業
2. 実施者：佐賀大学農学部（担当 速水祐一）
3. 期間：令和6年5月下旬～令和7年3月21日（春夏秋冬に各1回ずつ実施）
4. 場所：有明海肥前鹿島干潟（ラムサール条約登録水域）内の3測点
5. 内容：水質・底質観測，マクロベントスの採取
6. 採捕しようとする水産動植物：
有明海に生息する海生動物，若干量（ゴカイ類，ヨコエビ類，小型の二枚貝類・巻貝等）

水産第 366 号
令和 6 年 4 月 25 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県有明海区における漁場計画の変更について（諮問）

令和 5 年 9 月 1 日付で免許した区画漁業権について、漁場計画（案）を別添のとおり定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 8 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

なお、答申は令和 6 年 5 月 31 日までに提出してください。

（担当：農林水産部水産課）

漁場計画（案）

（令和 6 年 9 月 1 日免許）

佐 賀 県 有 明 海 区

区 画 漁 業 権
(そ の 1)

3 区画漁業

- (1) 公 示 番 号 別表第1のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類 第一種区画漁業
 - イ 漁業の名称 別表1のとおり
 - ウ 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 - エ 漁場の位置 別表第1のとおり
 - オ 漁場の区域 別表第1のとおり
 - カ 個別漁業権又は団体漁業権の別 別表第1のとおり
- (3) 制限又は条件 別表第1のとおり
- (4) 免許予定日 令和6年9月1日
- (5) 申請期間 令和6年6月17日から令和6年7月16日まで
- (6) 関係地区 別表第1のとおり

備考

存続期間 令和6年9月1日から令和10年8月31日まで

別表第 1

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関 係 地 区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備 考
有区第1172号	のり養殖業	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分14秒 東経 130度13分35秒 点イ 北緯 33度10分12秒 東経 130度13分40秒 点ウ 北緯 33度09分50秒 東経 130度13分30秒 点エ 北緯 33度09分52秒 東経 130度13分25秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1172号 拡大
有区第1173号	のり養殖業	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分50秒 東経 130度13分20秒 点イ 北緯 33度09分48秒 東経 130度13分31秒 点ウ 北緯 33度09分18秒 東経 130度13分29秒 点エ 北緯 33度09分20秒 東経 130度13分16秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1173号 拡大
有区第1174号	のり養殖業	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分18秒 東経 130度13分19秒 点イ 北緯 33度09分13秒 東経 130度13分19秒 点ウ 北緯 33度09分13秒 東経 130度13分29秒 点エ 北緯 33度08分56秒 東経 130度13分31秒 点オ 北緯 33度08分55秒 東経 130度13分05秒 点カ 北緯 33度09分11秒 東経 130度13分03秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1174号 拡大
有区第1191号	のり養殖業	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分52秒 東経 130度13分02秒 点イ 北緯 33度08分32秒 東経 130度13分05秒 点ウ 北緯 33度08分31秒 東経 130度12分45秒 点エ 北緯 33度08分43秒 東経 130度12分43秒 点オ 北緯 33度08分44秒 東経 130度12分45秒 点カ 北緯 33度08分50秒 東経 130度12分44秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1191号 縮小
有区第1192号	のり養殖業	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分27秒 東経 130度13分05秒 点イ 北緯 33度08分08秒 東経 130度13分07秒 点ウ 北緯 33度08分06秒 東経 130度12分48秒 点エ 北緯 33度08分25秒 東経 130度12分45秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1192号 縮小
有区第1194号	のり養殖業 二枚貝養殖業	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分04秒 東経 130度12分54秒 点イ 北緯 33度07分43秒 東経 130度12分56秒 点ウ 北緯 33度07分42秒 東経 130度12分45秒 点エ 北緯 33度08分03秒 東経 130度12分43秒	佐賀市久保田町	団体漁業権	(7) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ウ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1194号 魚種追加
有区第1195号	のり養殖業 二枚貝養殖業	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分37秒 東経 130度12分57秒 点イ 北緯 33度07分14秒 東経 130度12分59秒 点ウ 北緯 33度07分13秒 東経 130度12分49秒 点エ 北緯 33度07分36秒 東経 130度12分46秒	佐賀市久保田町	団体漁業権	(7) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ウ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1195号 魚種追加

別表第 1

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1203号	のり養殖業 二枚貝養殖業	国営千拓福富 工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点 を順次に結んだ直線によって囲まれ た区域 点ア 北緯 33度08分03秒 東経 130度12分39秒 点イ 北緯 33度07分42秒 東経 130度12分42秒 点ウ 北緯 33度07分41秒 東経 130度12分35秒 点エ 北緯 33度08分02秒 東経 130度12分32秒	佐賀市久保田町	団体漁業権	(7) のり養殖の方法は、ひ び建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、 垂下式養殖とする。 (ウ) 養殖小間の大きさは、 横36メートル以上、縦5 4メートル以上とし、一 小間当たりの施設柵数は、幅 1.5メートル、長さ18 メートルの網ひび10柵以 下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに 養殖施設を除去しなければ ならない。	旧有区第1203号 魚種追加
有区第1204号	のり養殖業 二枚貝養殖業	国営千拓福富 工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点 を順次に結んだ直線によって囲まれ た区域 点ア 北緯 33度07分36秒 東経 130度12分43秒 点イ 北緯 33度07分13秒 東経 130度12分46秒 点ウ 北緯 33度07分13秒 東経 130度12分39秒 点エ 北緯 33度07分35秒 東経 130度12分36秒	佐賀市久保田町	団体漁業権	(7) のり養殖の方法は、ひ び建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、 垂下式養殖とする。 (ウ) 養殖小間の大きさは、 横36メートル以上、縦5 4メートル以上とし、一 小間当たりの施設柵数は、幅 1.5メートル、長さ18 メートルの網ひび10柵以 下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに 養殖施設を除去しなければ ならない。	旧有区第1204号 魚種追加
有区第1213号	のり養殖業 二枚貝養殖業	国営千拓有明 工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点 を順次に結んだ直線によって囲まれ た区域 点ア 北緯 33度07分34秒 東経 130度12分16秒 点イ 北緯 33度06分44秒 東経 130度12分41秒 点ウ 北緯 33度06分36秒 東経 130度12分19秒 点エ 北緯 33度07分26秒 東経 130度11分55秒	杵島郡白石町大 字築切、遠江、 福吉字福吉、福 田字福田南及び 横手字只江及び 新拓	団体漁業権	(7) のり養殖の方法は、ひ び建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、 垂下式養殖とする。 (ウ) 施設柵数は、3,740柵 以下でなければならない。 (エ) 養殖小間の一小間当 たりの施設柵数は、幅1.5 メートル、長さ18メー トルの網ひび10柵以下で なければならない。 (オ) 毎年4月30日までに 養殖施設を除去しなければ ならない。	旧有区第1213号 魚種追加
有区第1234号	のり養殖業 二枚貝養殖業	国営千拓有明 工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点 を順次に結んだ直線によって囲まれ た区域 点ア 北緯 33度06分31秒 東経 130度10分24秒 点イ 北緯 33度06分11秒 東経 130度11分09秒 点ウ 北緯 33度06分06秒 東経 130度10分58秒 点エ 北緯 33度06分23秒 東経 130度10分19秒	杵島郡白石町大 字深浦	団体漁業権	(7) のり養殖の方法は、ひ び建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、 垂下式養殖とする。 (ウ) 施設柵数は、1,300柵 以下でなければならない。 (エ) 養殖小間の一小間当 たりの施設柵数は、幅1.5 メートル、長さ18メー トルの網ひび10柵以下で なければならない。 (オ) 毎年4月30日までに 養殖施設を除去しなければ ならない。	旧有区第1234号 魚種追加
有区第1246号	のり養殖業 二枚貝養殖業	塩田川と浜川 の中間洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点 を順次に結んだ直線によって囲まれ た区域 点ア 北緯 33度05分17秒 東経 130度10分41秒 点イ 北緯 33度04分46秒 東経 130度11分32秒 点ウ 北緯 33度04分28秒 東経 130度11分14秒 点エ 北緯 33度05分04秒 東経 130度10分27秒	鹿島市浜町	団体漁業権	(7) のり養殖の方法は、ひ び建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、 垂下式養殖とする。 (ウ) 施設柵数は、3,713柵 以下でなければならない。 (エ) 養殖小間の一小間当 たりの施設柵数は、幅1.5 メートル、長さ18メー トルの網ひび10柵以下で なければならない。 (オ) 毎年4月30日までに 養殖施設を除去しなければ ならない。	旧有区第1246号 移動 魚種追加
有区第1249号	のり養殖業 二枚貝養殖業	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点 を順次に結んだ直線によって囲まれ た区域 点ア 北緯 33度05分03秒 東経 130度10分25秒 点イ 北緯 33度04分27秒 東経 130度11分12秒 点ウ 北緯 33度04分11秒 東経 130度10分55秒 点エ 北緯 33度04分48秒 東経 130度10分10秒	鹿島市浜町	団体漁業権	(7) のり養殖の方法は、ひ び建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、 垂下式養殖とする。 (ウ) 施設柵数は、3,700柵 以下でなければならない。 (エ) 養殖小間の一小間当 たりの施設柵数は、幅1.5 メートル、長さ18メー トルの網ひび10柵以下で なければならない。 (オ) 毎年4月30日までに 養殖施設を除去しなければ ならない。	旧有区第1249号 移動 魚種追加

別表第 1

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関 係 地 区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備 考
有区第1250号	のり養殖業	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、 キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分28秒 東経 130度09分13秒 点イ 北緯 33度05分04秒 東経 130度09分42秒 点ウ 北緯 33度04分53秒 東経 130度09分30秒 点エ 北緯 33度05分06秒 東経 130度09分14秒 点オ 北緯 33度05分07秒 東経 130度09分16秒 点カ 北緯 33度05分12秒 東経 130度09分11秒 点キ 北緯 33度05分15秒 東経 130度09分14秒 点ク 北緯 33度05分18秒 東経 130度09分09秒 点ケ 北緯 33度05分20秒 東経 130度09分11秒 点コ 北緯 33度05分23秒 東経 130度09分10秒	鹿島市大字音成 及び飯田	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建 て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,530柵 以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当た りの施設柵数は、幅1.5 メートル、長さ18メー トルの網ひび10柵以下でな ければならない。 (エ) 毎年4月30日までに 養殖施設を除去しなければ ならない。	旧有区第1250号 拡大
有区第1251号	のり養殖業 二枚貝養殖業	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点 を順次に結んだ直線によって囲まれ た区域 点ア 北緯 33度05分02秒 東経 130度09分45秒 点イ 北緯 33度04分45秒 東経 130度10分07秒 点ウ 北緯 33度04分34秒 東経 130度09分55秒 点エ 北緯 33度04分51秒 東経 130度09分33秒	鹿島市大字音成 及び飯田	団体漁業権	(7) のり養殖の方法は、ひ び建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、 垂下式養殖とする。 (ウ) のり養殖の施設柵数 は、1,300柵以下でなければ ならない。 (エ) のり養殖小間の一小間 当たりの施設柵数は、幅1. 5メートル、長さ18メー トルの網ひび10柵以下で なければならない。 (オ) 毎年4月30日までに 養殖施設を除去しなければ ならない。	旧有区第1251号 魚種追加
有区第1252号	のり養殖業	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点 を順次に結んだ直線によって囲まれ た区域 点ア 北緯 33度04分41秒 東経 130度10分11秒 点イ 北緯 33度04分20秒 東経 130度10分37秒 点ウ 北緯 33度04分10秒 東経 130度10分25秒 点エ 北緯 33度04分30秒 東経 130度09分59秒	鹿島市大字音成 及び飯田	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建 て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,820柵 以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当た りの施設柵数は、幅1.5 メートル、長さ18メー トルの網ひび10柵以下でな ければならない。 (エ) 毎年4月30日までに 養殖施設を除去しなければ ならない。	旧有区第1252号 拡大
有区第1254号	のり養殖業	浜川尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点 を順次に結んだ直線によって囲まれ た区域 点ア 北緯 33度03分45秒 東経 130度11分05秒 点イ 北緯 33度03分40秒 東経 130度11分12秒 点ウ 北緯 33度03分35秒 東経 130度11分08秒 点エ 北緯 33度03分41秒 東経 130度11分01秒	鹿島市大字音成 及び飯田	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建 て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、240柵以 下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当た りの施設柵数は、幅1.5 メートル、長さ18メー トルの網ひび10柵以下でな ければならない。 (エ) 毎年4月30日までに 養殖施設を除去しなければ ならない。	旧有区第1254号 縮小
有区第1255号	のり養殖業	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、 キ、ク及びアの各点を順次に結んだ 直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分50秒 東経 130度09分32秒 点イ 北緯 33度04分32秒 東経 130度09分53秒 点ウ 北緯 33度04分21秒 東経 130度09分41秒 点エ 北緯 33度04分33秒 東経 130度09分26秒 点オ 北緯 33度04分34秒 東経 130度09分27秒 点カ 北緯 33度04分37秒 東経 130度09分25秒 点キ 北緯 33度04分40秒 東経 130度09分28秒 点ク 北緯 33度04分43秒 東経 130度09分24秒	鹿島市大字音成 及び飯田	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建 て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,050柵 以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当た りの施設柵数は、幅1.5 メートル、長さ18メー トルの網ひび10柵以下でな ければならない。 (エ) 毎年4月30日までに 養殖施設を除去しなければ ならない。	旧有区第1255号 拡大
有区第1256号	のり養殖業	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点 を順次に結んだ直線によって囲まれ た区域 点ア 北緯 33度04分32秒 東経 130度09分53秒 点イ 北緯 33度04分08秒 東経 130度10分23秒 点ウ 北緯 33度03分57秒 東経 130度10分11秒 点エ 北緯 33度04分17秒 東経 130度09分45秒	鹿島市大字音成 及び飯田	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建 て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,820柵 以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当た りの施設柵数は、幅1.5 メートル、長さ18メー トルの網ひび10柵以下でな ければならない。 (エ) 毎年4月30日までに 養殖施設を除去しなければ ならない。	旧有区第1256号 拡大
有区第1258号	のり養殖業	箱崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点 を順次に結んだ直線によって囲まれ た区域 点ア 北緯 33度03分39秒 東経 130度10分59秒 点イ 北緯 33度03分31秒 東経 130度11分10秒 点ウ 北緯 33度03分20秒 東経 130度10分58秒 点エ 北緯 33度03分28秒 東経 130度10分47秒	鹿島市大字音成 及び飯田	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建 て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、800柵以 下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当た りの施設柵数は、幅1.5 メートル、長さ18メー トルの網ひび10柵以下でな ければならない。 (エ) 毎年4月30日までに 養殖施設を除去しなければ ならない。	旧有区第1258号 縮小

別表第 1

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関 係 地 区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備 考
有区第1259号	のり養殖業	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分14秒 東経 130度09分46秒 点イ 北緯 33度03分56秒 東経 130度10分09秒 点ウ 北緯 33度03分46秒 東経 130度09分59秒 点エ 北緯 33度04分05秒 東経 130度09分35秒	鹿島市大字音成 及び飯田	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,220柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1259号 拡大

区 画 漁 業 権
(そ の 2)

5 区画漁業（その2）

- (1) 公示番号 別表第2のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類 第一種区画漁業
 - イ 漁業の名称 かきひび建て養殖業
 - ウ 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - エ 漁場の位置 別表第2のとおり
 - オ 漁場の区域 別表第2のとおり
 - カ 個別漁業権又は団体漁業権の別 別表第2のとおり
- (3) 制限又は条件 別表第2のとおり
- (4) 免許予定日 令和6年9月1日
- (5) 申請期間 令和6年6月17日から令和6年7月16日まで
- (6) 関係地区 別表第2のとおり

備考

存続期間 令和6年9月1日から令和10年8月31日まで

別表第2

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備考
有区第2015号	かきひび建て養殖業	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分58秒 東経 130度14分17秒 点イ 北緯 33度10分55秒 東経 130度14分22秒 点ウ 北緯 33度10分49秒 東経 130度14分21秒 点エ 北緯 33度10分50秒 東経 130度14分16秒	佐賀市久保田町	団体漁業権	新規漁業権

漁 場 計 画 図

富富地区

国営富富地区

六角

・第三種区画漁業権
あげまき消滅

・第一種区画漁業権
かきひび立て漁場設定

・1191号、1192号から72小間減
・1172号、1173号、1174号〜72小間増

二枚貝養殖業の追加
(複合養殖)

二枚貝養殖業の追加
(複合養殖)

二枚貝養殖業の追加
(複合養殖)

區漁業權漁業計畫(案)圖

